

JISA 経営セミナー(第 8 回)

「データ保護—今、何が起っていてどこに向かおうとしているか

～経営者に求められるデータ保護の知識～」開催



平成 30 年 6 月 28 日、全国情報サービス産業企業年金基金会館(JJK 会館)において、JISA 経営セミナー(第 8 回)が開催された。改正個人情報保護法が施行されて 1 年が過ぎ、EU では、新たな個人情報保護ルール「一般データ保護規則 (GDPR)」が施行されたこともあり、「データ保護—今、何が起っていてどこに向かおうとしているか～経営者に求められるデータ保護の知識～」と題して講演があった。出席者は 88 名。講師は横澤 誠 氏(株

株式会社 野村総合研究所 上席研究員)。

講演では、会員企業にとって、個人情報を適切に管理する力が求められるようになる。アジアとの協業については、今後 CBPR 認証の取得が必須ともなりうる。また、改正個人情報保護法では、いままで取り扱う個人情報が小規模だった事業者における法対応やデータの越境移転に関してなど、JISA 会員企業にとって落とし穴となりそうなポイントについて事例を交えながら説明があった。

グローバルでの個人情報について GDPR は、EU 内の個人情報データ保護を目的とした管理規則であり、個人情報データの移転と処理について法的要件が定められているものである。EU から我が国が「充分性認定」を受けることで、EU 内へ個人情報データの移転が同一の基準で行えるようになる見込みとあった。一方、APEC 越境プライバシールール (CBPR) は、米国式の個人情報データ保護に関する仕組みにおいて、APEC 内における越境データ移転の自由化を目指すものである。CBPR 認証を得た企業は、オフショアアウトソーシングや海外データセンタを利用する際に、これまで通り個人情報の移転ができるとあった。



最後に、「個人情報保護力」は、企業経営にとって次の 10 年を左右する資源である。必要以上に脅威を感じる必要はないが、それぞれについてチェックすることは重要とあった。

(大原)